

要介護認定者の障害者控除・おむつ代の医療費控除について

問 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

要介護認定者の障害者控除

障害者手帳などをお持ちでない方でも、市が発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際に添付することで、障害者控除を受けることができます。

対象者(下記条件を全て満たす方が対象)

- 認定基準日(12月31日現在、または死亡日)時点で65歳以上
- 認定基準日(12月31日現在、または死亡日)を含む介護保険の要介護・要支援認定を受けている
- 要介護認定の主治医意見書をもとに、次に示す判定基準に該当する
 - ・障害者控除

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がA1またはA2ランクに該当する、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がII aまたはII bランクに該当する。
 - ・特別障害者

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBランク以上に該当する、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がIIIランク以上に該当する。

おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。
令和6年の確定申告まではおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、手続きを簡素化し、市が発行する確認書類に代えることができましたが、令和7年の確定申告より、要件を満たす方は1年目でも市が発行する確認書類に代えることができるようになりました。

対象者(下記条件を全て満たす方が対象)

- 要介護・要支援認定を受けている
- 要介護・要支援認定に関する主治医意見書において、①②の両方が確認できる
- ①「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2のいずれかであること。
- ②「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。

※おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目か、2年目以降かで、確認する主治医意見書がかわります。

・おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目の方

おむつを使用したその年に受けていた要介護認定、および当該認定を含む複数の要介護認定の有効期間(おむつを使用したその年以降のものに限る)の合計が6カ月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書を確認します。

・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

おむつを使用したその年に作成されたもの、もしくはおむつを使用したその年に主治医意見書が作成されていない場合は、その年に現に受けていた要介護認定(有効期間が13カ月以上のものに限る)の審査に当たり作成された主治医意見書を確認します。

要件に該当しない場合、市が発行する確認書の交付は受けられませんが、医師が作成した「おむつ使用証明書」を利用することで医療費控除を受けられる場合がありますので、医療機関に証明書が発行できるかどうかご相談ください。発行手数料などは医療機関にご確認ください。



奨学金を借りている方に奨学金の返還金を最大3分の2補助します

申・問 観光・地域産業創造課 産業創出係 ☎72-5183

対象となる奨学金を利用して大学などを卒業後、市内への就職・居住するなどの要件を満たす方に**奨学金(※)を最大3分の2補助しています。**

※大学、大学院、短大、高等学校などに在学中利用した奨学金が対象

対象となる奨学金

- ・日本学生支援機構 第1種奨学金
- ・日本学生支援機構 第2種奨学金
- ・公益財団法人大分県奨学金
- ・その他市長が認める奨学金

補助内容

- ・補助額 前年に返還した奨学金額(※)の3分の2(上限20万円)
 - ・上限額 200万円(最長10年間)
- ※前年に返還した奨学金について、繰り上げ返済した奨学金は補助対象に含まれません。

申請期間 2月28日(金)まで (必着)

対象者(下記条件を全て満たす方)

- 市内の事業所(※1)と令和4年4月1日以降に正規雇用契約を結び、市内に居住している
- 奨学金の貸与を受けて大学などに進学した
- 申請年の前年に奨学金を返還している
- 奨学金を返済中で、奨学金の返済や市税に滞納がない

- 奨学金返済に関する他の補助金の申請または受給をしていない
- 最初に奨学金返還申請をした年の1月1日において、年齢が満30歳未満である
- 国および地方公共団体の職員(※2)でない
- 国東市の住民として10年以上定住する意思がある
- ※1 市内に本店または支店などの事業所を置き、事業を営む法人または団体が対象事業所となります。
- ※2 地方公務員であって、医師・看護師・保健師および薬剤師の資格を持ち、病院事業に従事する方は除きます。

申請方法

申請書類(市ホームページからダウンロードまたは観光・地域産業創造課窓口で配布)を観光・地域産業創造課に提出

受給要件全てを満たす場合は、最大10年間の補助金交付を受けることができます。その場合であっても、補助金の申請は、毎年度提出する必要があります。また、新規の方については、必ずお問い合わせください。詳細は市ホームページをご確認ください。

詳細はコチラ▶



令和7年度 国東市配食サービス事業受託事業者を募集します

問 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

市では、調理などが困難な在宅の高齢者にお弁当を配達する、配食サービスを提供する事業受託候補者を募集します。詳細については、市ホームページに掲載している募集要項をご確認ください。

委託業務の内容

- ①市が決定した調理が困難な在宅の高齢者などに、1日につき1食(夕食)を配達する。
- ②定期的に(毎回、ほぼ同じ時間)に訪問するものとする。
- ③訪問の際、安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡などを行うものとする。
- ④1食当たり600～700kcal、食塩相当量3.5g以下で提供する。

営業日

配食日は原則として週5日以上とする。
ただし、年末年始、国民の祝日、その他市長が休業日と認めた日が含まれる場合は、週4日以下とすることができる。

配達区域

国見、国東、武蔵、安岐の4圏域のうち1圏域以上提供できること

委託期間 4月1日～令和8年3月31日

募集期間 1月31日(金)まで